

地方分権改革有識者会議提案募集検当専門部会
2次ヒアリングご説明資料

（高圧ガス保安法等における申請等の手続きの適正化）

平成27年10月7日
経済産業省
商務流通保安グループ

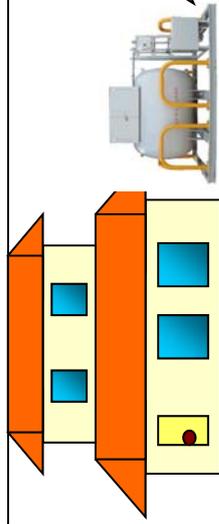
LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の 許可を受ける義務の廃止

LPガス新型バルクローリーに係る 液化石油ガス法と高圧ガス保安法の規制

新型バルクローリー

- ・ 民生用に利用される
- ・ 一般住宅街でも安全に充てん
- ・ 安全装置の設計、付加

一般消費者等（アパート、飲食店等）
のバルク貯槽へ充てん



液化石油ガス法

- 充てん設備の許可
- 技術上の基準の遵守
- 保安検査の受検

許可後に生じる保安義務

- 充てん作業の技術上の基準遵守
- 業務主任者による監督

LPガス販売業者に選任義務



新型バルクローリー

販売事業と充てん事業が一体となって保安確保

高圧法の移動式製造設備として、製造施設等許可申請をとることで、工業用にも使用可

工場のバルク容器等へ充てん



高圧ガス法

- 移動式製造設備の許可
- 技術上の基準の遵守
- 保安検査の受検

許可対象
行為が広い
・ 容器置場に
係る規制等あり

液化石油ガス法では、充てん作業における基準が多いことや業務主任者の監督を義務付けている

自治体及び事業者の法令遵守に係る意識の低下や手続き忘れ等の懸念

高圧ガス保安法におけるコールドエバポレーターに係る 第二種貯蔵所届出義務の廃止

第二種製造者に当たるCE設置者に関し、貯蔵所の届出を不要とすることについて

第二種製造届

- 製造の目的（高压ガスの種類）
- 製造施設の位置・構造・設備（事業所平面図、製造工程概要配置図、フロー図、機器一覧）等
- 処理能力

第二種貯蔵届

- 貯蔵の目的（高压ガスの種類）
- 貯蔵施設の位置・構造・設備（事業所平面図、配置図、フロー図、機器一覧）等
- 貯蔵能力

○高压法では、高压ガスの製造・貯蔵それぞれに手続きが必要。

○一部のCEでは同一の情報を製造者及び貯蔵所としてそれぞれ届け出ている。

○提案のCE（処理能力30～100m³未滿、貯蔵量300～1000m³未滿）を単独で有する事業者は、第二種製造者全体数からみると少ない（ある県の同データによれば、約3.7%）。

帳簿

- 容器に充填した際
- ・充填容器の記号及び番号
- ・高压ガスの種類及び充填圧力
- ・充填年月日
- 製造施設の異常時の年月日
- ・措置内容

○第二種製造者に帳簿の義務を課すと、貯蔵設備の有してない製造者も一律対象となり、規制強化。

帳簿

- 容器により授受した際
- ・充填容器の記号及び番号
- ・高压ガスの種類及び充填圧力
- ・授受先・授受年月日
- 貯蔵所の異常時の年月日
- ・措置内容

○貯蔵量が多いため、貯蔵の帳簿の管理が必要。貯蔵の届出を不要とすると、貯蔵所の適切な管理に支障が生じる恐れがある。

- CE単体に関する貯蔵の届出自体を不要とし、製造者に帳簿の管理を義務付けるとの提案について一部の自治体からの意見は次のとおり。
- ・CEとあわせて、他の貯蔵設備を有する場合には、貯蔵所としての届出の必要性は変わらない。
- ・行政としては、貯蔵所として貯蔵リスクの把握が必要である。
- ・添付書類の簡略化には意味があるものの、届出自体を省略するには慎重に検討することが必要。